

「山口県新型コロナウイルス感染症対策本部」

第14回本部員会議

日時：令和2年5月15日(金) 15:00～
場所：県庁4階 共用第1会議室

< 次 第 >

1 開会

2 議題

- (1) 現在の発生状況及び本県の取組について
- (2) 緊急事態宣言の解除に係る本県の対応について
- (3) その他

3 閉会

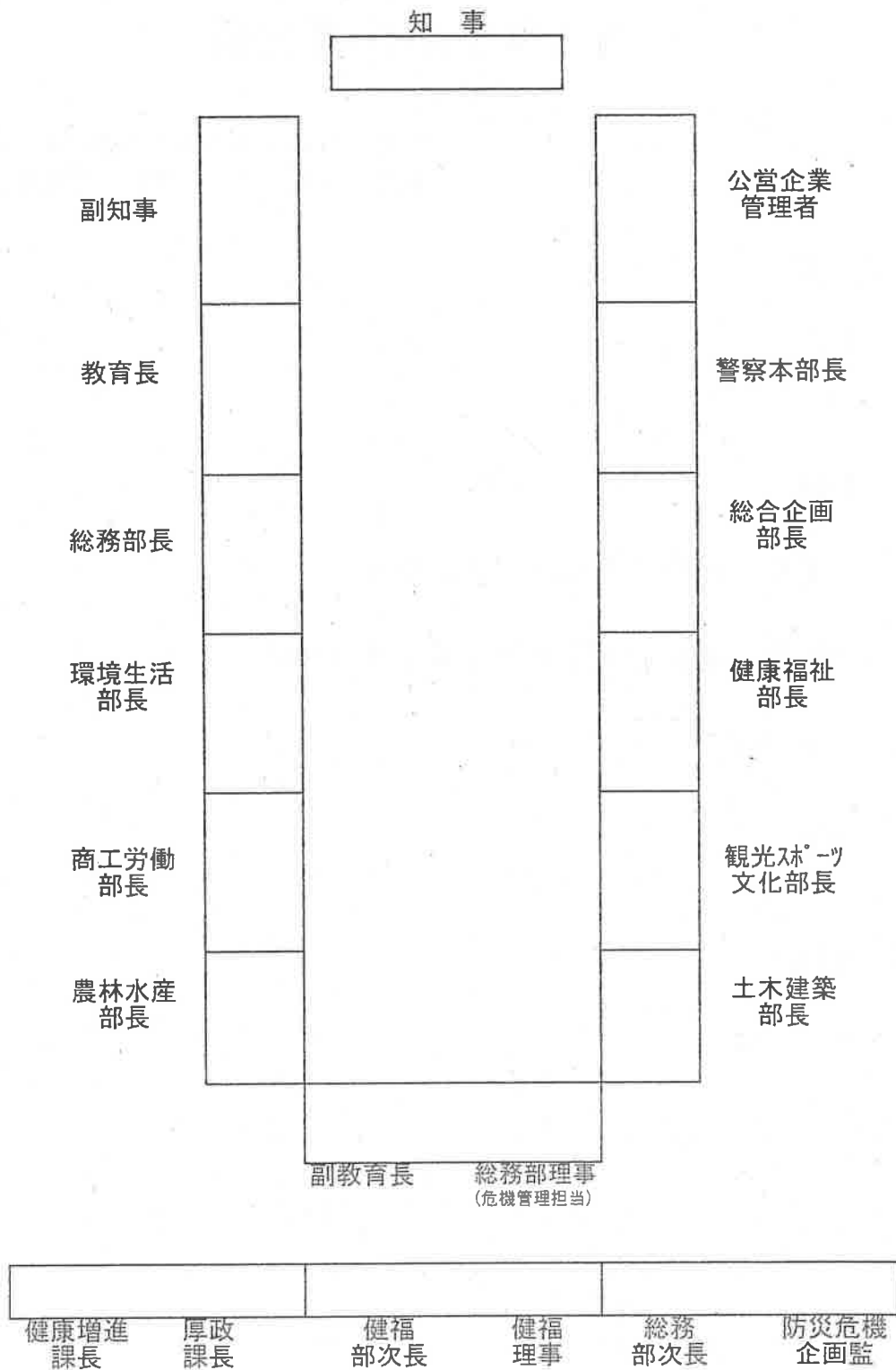
< 配布資料 >

- 資料1 現在の発生状況及び本県の取組について
- 資料2 緊急事態宣言の解除基準の充足状況について
- 資料3 新型コロナウイルス感染症「緊急事態宣言」の解除に係る対処方針について
- 資料4 パチンコ店に係る休業の協力要請等について
- 資料5 県民の皆様・企業の皆様へのお願いについて

山口県新型コロナウイルス感染症対策本部 第14回本部員会議 配席図

日時：令和2年5月15日(金)15:00～

場所：県庁4階 共用第1会議室



山口県新型コロナウイルス感染症対策本部 第14回本部員会議

日時：令和2年5月15日(金)15:00～

場所：県庁4階 共用第1会議室

- 1 本部長 知事
- 2 副本部長 副知事
- 3 本部員

部局名	本部員
総務部	総務部長 総務部理事（危機管理担当）
総合企画部	総合企画部長
環境生活部	環境生活部長
健康福祉部	健康福祉部長
商工労働部	商工労働部長
観光スポーツ文化部	観光スポーツ文化部長
農林水産部	農林水産部長
土木建築部	土木建築部長
企業局	公営企業管理者
教育庁	教育長 副教育長
警察本部	警察本部長

現在の発生状況及び本県の取組について

1 発生状況（全世界及び日本国内） ※厚生労働省公表数字

(1) 全世界（5/14 12:00 現在）【日本を除く】

(人)

患者数	4,283,618	中国国内	82,929
		中国以外(202以上カ国・地域)	4,200,689
死亡者数	360,605	中国国内	4,633
		中国以外	355,972

※中国以外感染者の多い国…アメリカ(1,389,935)、スペイン(228,691)、英国(229,705)、ロシア(241,932)
3/11、WHOは「パンデミック（世界的大流行）と表現できるとの判断に至った」と表明

(2) 日本国内（5/14 0:00 現在）

(人)

	P C R 検査 実施 人数	P C R 検査 陽性 者数	入院 治療 を要 する 者 (うち、 重症者数)	退 院 者 数	死 亡 者 数	確 認 中
① 国内発生 (②除く)	196,816	15,908	4,732 (245)	10,321	687	168
② チャーター機	829	15	0 (0)	15	0	0
合計	197,645	15,923	4,732 (245)	10,336	687	168

2 本県の状況

(1) 相談対応 (1/31～5/14)

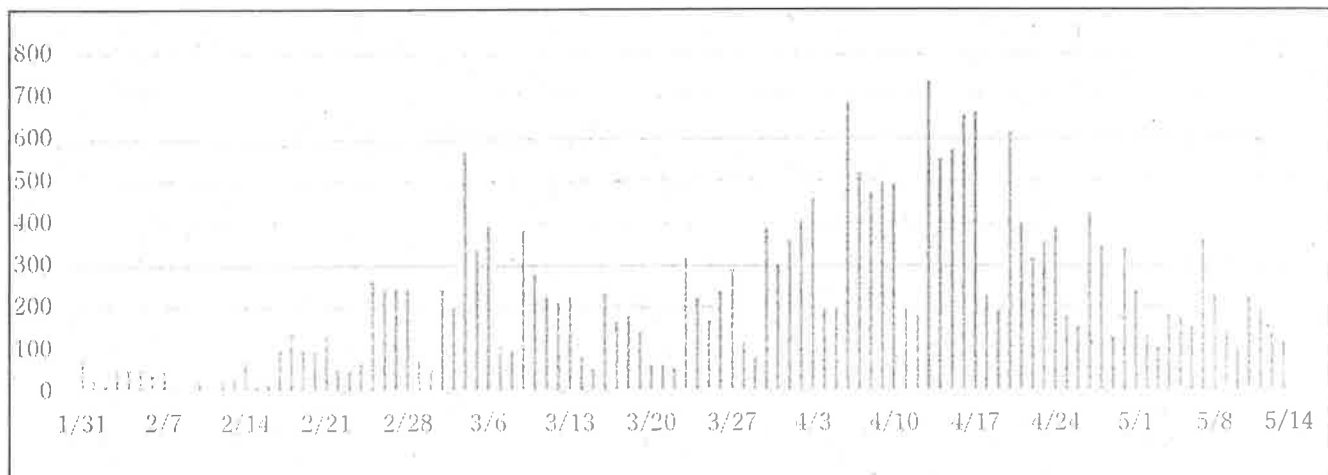
ア 全県相談件数 : 24,562件

イ 相談内容等

①保健所相談窓口

<推移>

(件)



2月13日：国内初の感染者の死亡

3月3日：県内初患者発生

2月17日：相談・受診の目安を国が公表

3月22日～5月5日：県内4～37例目患者発生

2月25日：イベント中止、クルーズ船下船者公表

<件数> (区分の重複あり)

(件)

区分 (相談例)	健康相談 (体調不良)	医療体制 (受診方法)	予防・治療 (手洗い等)	渡航 (海外情報)	その他	計
件数	12,051	3,196	1,196	129	9,057	25,629

健康相談や医療体制に係る相談を受け、医療機関受診を助言:9,688件

② 県民相談室・各種相談窓口

(件)

区分	学校・ 保育	消費 生活	衛生 貸付	中小 企業	労働者 支援	農林 漁業	その他 (生活等)	(計)
件数	229	121	4	77	64	13	710	1,218

(2) PCR検査 (2/15～5/14)

これまで、1,585人にPCR検査を実施し、陽性者は37名

※上記の数値は暫定値であり、変更される可能性がある。

(3) 患者数等

陽性37人 [うち入院者4人 退院者33人]

例目	陽性確定日	市町	年齢	性別	備考
1	3/3	下関市	40歳代	男	県外行動歴あり
2	3/5	下関市	40歳代	女	1例目の濃厚接触者
3	3/5	下関市	10歳未満	非公表	1例目の濃厚接触者
4	3/22	下関市	40歳代	男	フィリピン国籍
5	3/25	山口市	20歳代	男	ヨーロッパへ留学
6	3/26	山口市	40歳代	女	5例目の濃厚接触者
7	4/3	下関市	20歳代	男	県外から帰山
8	4/4	下松市	40歳代	男	県外行動歴あり
9	4/5	周南市	30歳代	男	8例目の同僚等
10	4/5	周南市	40歳代	男	
11	4/5	下松市	40歳代	男	
12	4/5	下松市	50歳代	女	
13	4/6	周南市	20歳代	女	10例目の濃厚接触者
14	4/7	周南市	40歳代	男	9例目の濃厚接触者
15	4/7	光市	20歳代	男	11例目の濃厚接触者
16	4/7	下松市	60歳代	男	
17	4/8	光市	60歳代	女	15例目の濃厚接触者
18	4/10	山口市	50歳代	男	三重県の事例の濃厚接触者
19	4/11	岩国市	10歳代	男	福岡県からの帰省者
20	4/12	岩国市	30歳代	女	19例目の濃厚接触者
21	4/12	岩国市	10歳代	女	19例目の濃厚接触者
22	4/12	下関市	70歳代	男	感染経路不明
23	4/12	山口市	30歳代	男	県外行動歴あり
24	4/13	山口市	30歳代	女	23例目の濃厚接触者

25	4/14	宇部市	40 歳代	男	県外行動歴あり
26	4/15	山口市	50 歳代	男	25 例目の濃厚接触者
27	4/15	防府市	10 歳代	女	25 例目の濃厚接触者
28	4/15	防府市	40 歳代	男	25 例目の濃厚接触者
29	4/16	山口市	20 歳代	男	26 例目の濃厚接触者 県外から帰山
30	4/17	下松市	20 歳代	男	27 例目の濃厚接触者
31	4/20	防府市	50 歳代	男	25 例目の濃厚接触者
32	4/27	山陽小野田市	50 歳代	男	24 例目の濃厚接触者
33	5/1	山口市	60 歳代	男	東京居住の別居家族が 帰省し同居
34	5/1	下松市	40 歳代	男	第 8 例目（再発）
35	5/3	光市	70 歳代	男	37 例目と同室者
36	5/4	光市	70 歳代	女	35 例目の濃厚接触者
37	5/5	周南市	50 歳代	男	35 例目の同室者 県外行動歴あり

緊急事態宣言の解除基準の充足状況

1 感染の状況（疫学的状況）

(1) 新規感染者数

①直近1週間(5/7~5/14)：0人 ②その前の1週間(4/29~5/6)：5人

➤ 【国の基準】：減少傾向(②→①)が確認できること

(2) 直近1週間の人口10万人あたりの感染者数：0人

➤ 【国の基準】：0.5人未満程度

(3) 感染経路が不明な人の割合(5/1~5/8)：0%

2 医療提供体制（医療状況）

(1) 療養状況

・新型コロナウイルス感染症の重症者数：1人

➤ 【国の基準】：減少傾向であり、医療提供体制が逼迫していないこと

(2) 病床確保等

・受入確保病床数：384床

⇒重症患者向けには国の想定(94床)を上回る数(102床)を確保

・軽症者等の宿泊施設の確保：594室

・新型コロナ対策協議会及び調整本部の設置：済み

3 監視体制

(1) PCR検査件数に占める陽性者の割合

①直近1週間(4/30~5/6)：2.6% (5人/192件)

②その前の1週間(4/23~4/29)：0.7% (1人/139件)

➤ 【国の基準】：陽性検体の占める割合が著しく高くないこと

(参考) 全国平均：① 3.37%、② 3.89%

(2) PCR検査体制

・PCR検査件数(1回あたり)：160件

➤ 【国の基準】：検査件数が一定以上担保されていること

新型コロナウイルス感染症「緊急事態宣言」の解除 に係る対処方針について

令和 2 年 5 月 1 5 日
山口県新型コロナウイルス
感染症対策本部
(危機管理チーム)

新型インフルエンザ等特別措置法第 32 条第 3 項に基づく緊急事態措置を実施すべき区域の変更にともない、本県における緊急事態宣言が解除された。

しかしながら、全国においては、いまだ緊急事態宣言の対象地域があることから、引き続き、国や市町等との連携・協力の下、感染拡大防止と社会経済活動の両立に向けた取組を推進する。

1 緊急事態宣言解除の概要

4 月 1 6 日以降、全都道府県に拡大されていた新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言について、特定警戒都道府県（8 都道府県）を除き、5 月 1 4 日に解除することを決定した。

(1) 緊急事態措置を実施すべき区域及び期間

区分	対象区域（特定都道府県）	期 間
特定警戒 都道府県	東京、千葉、埼玉、神奈川、大阪、兵庫、 北海道、京都	5 月 3 1 日まで
上記以外の 特定都道府県	本県を含む 3 9 県	解 除

(2) 緊急事態宣言を解除した理由

緊急事態措置を実施すべき区域については、以下の三点に特に注目した上で総合的に判断され、東京をはじめとする 8 都道府県は特定警戒都道府県の区域となり、本県を含むそれ以外の 3 9 県は解除された。

<総合的な判断にあたっての着目点>

①感染の状況（疫学的状況）

オーバーシュートの兆候は見られず、クラスター対策が十分に実施可能な水準の新規報告数。

②医療提供体制

感染者、特に重症者が増えた場合でも、十分に対応できる医療提供体制整備。

③監視体制

感染が拡大する傾向を早期に発見し、直ちに対応するための体制整備。

(3) 緊急事態宣言解除後の措置

緊急事態措置の対象とならない都道府県は、今後、持続的な対策が必要になると見込まれることを踏まえ、住民や事業者に対して、以下の取組が求められている。

- 感染拡大を予防する「新しい生活様式」の定着が図られるよう、住民に周知を行うこと
- 不要不急の帰省や旅行など、特定警戒都道府県をはじめとする相対的にリスクの高い都道府県との間の人々の移動や、「三つの密」のある場への外出を避けるよう呼びかけること
- 全国的大規模な催物等の開催については、リスクへの対応が整わない場合は中止又は延期するよう、主催者に慎重な対応を求めること
- 事業者に対して、人との接触を低減する取組を働きかけるとともに、業種ごとに策定される感染拡大予防ガイドライン等を踏まえ、感染拡大防止のための取組が適切に行われるよう働きかけること
- 「三つの密」のある施設については、地域の感染状況等を踏まえ、施設管理者等に対して必要な協力を依頼すること
- 感染の状況等の変化が認められた場合、住民に適切に情報提供を行い、感染拡大への警戒を呼びかけるとともに、感染状況の変化等に応じて、迅速かつ適切に法第 24 条第 9 項に基づく措置等を検討すること

2 緊急事態宣言の解除に係る本県の対応

(1) 県民への協力要請

- 緊急事態宣言対象都道府県への移動の自粛や、本地域からの帰省・来訪等の自粛の働きかけ。
- 都道府県をまたいだ不要不急の移動の自粛。
- 手洗いの励行、「密閉・密集・密接」のいわゆる3つの密を避ける、人と人との距離をとるなど、「人との接触を8割減らす、10のポイント」や「新しい生活様式の実践例」等を活用した感染予防対策の徹底。

(2) 事業者・関係団体への協力要請

- 時差出勤・在宅勤務等による3密回避や緊急事態宣言対象都道府県への出張自粛など、感染拡大を未然に防止する対策の徹底。
- 感染拡大防止と社会経済活動の両立に向け、国の専門家会議で示された「業種ごとの感染拡大予防ガイドラインに関する留意点」や業種ごとに策定される感染拡大予防ガイドライン等を踏まえ、事業者が提供するサービスに応じた具体的な感染予防策の準備・実践。
- なお、現在、土曜日及び日曜日の休業の協力を要請しているパチンコ店については、三つの密を避けるなど適切な感染防止対策を講じるとともに、引き続き県外者の利用を認めない取組を求めた上で、5月16日（土）以降、通常営業に移行。

(3) 学校等の再開

ア 公立学校（幼小中高）

- 感染予防に最大限配慮した上で、すべての県立学校において、5月25日（月）から学校教育活動を再開。
- 市町立の小・中学校、幼稚園及び幼稚園型認定こども園等においては、各地域の実情に応じて判断。

イ 私立学校（幼中高、専修・各種学校）

- 県立学校の対応を踏まえ、各学校の実情に応じて判断。

(4) 県有施設の開館、県主催イベントの開催

- 全国的な大規模イベント及び県外からの誘客を伴うイベントの開催自粛。
- 県有施設の開館や県主催イベントの開催に当たっては、原則として、県外からの来場の自粛を呼びかけるとともに、国の専門家会議で示された「業種ごとの感染拡大予防ガイドラインに関する留意点」や業種ごとに策定される感染拡大予防ガイドライン等を踏まえ、施設やイベントごとに適切な感染防止対策を検討し、5月25日(月)以降、準備が整ったものから順次再開。
- 今後、県内で感染者が発生した場合は、感染状況に応じて、関係市町と十分協議の上、対応を判断。

(5) 県民・事業者等への情報発信

- 県民や事業者等への周知・注意喚起に当たっては、県ホームページやSNS、各種メディア等を通じて、重層的に情報を発信。
- 緊急事態宣言対象都道府県との往来の自粛や、適切な感染防止対策の徹底等について、県民・事業者等への呼びかけ。

パチンコ店に係る休業の協力要請等について

本県が、新型コロナウイルス感染症対策緊急事態措置の対象とならない都道府県となったことや、近隣県の対応状況を踏まえ、県内全域のパチンコ店に対するこれまでの土日休業の協力要請について、5月15日（金）をもって解除する。

なお、感染症拡大防止の観点から、県外者の利用を認めない取組及び感染予防対策の徹底については、引き続き協力を依頼する。

1 これまでの協力要請等（5月5日）

（1）期 間

令和2年5月7日（木）から5月31日（日）まで

（2）協力の要請（法第24条第9項）

- 5月10日（日）までは、引き続き、休業の協力を要請
- 5月11日（月）以降は、土曜日及び日曜日の休業の協力を要請

（3）協力の依頼

- 5月11日（月）以降の平日は、ポスターや看板の掲示、免許証等による住所確認を行うなど、県外者の利用を認めない取組を依頼

2 これからの協力依頼（5月15日）

（1）期 間

令和2年5月16日（土）から5月31日（日）まで

（2）協力の依頼

- ポスターや看板の掲示、免許証等による住所確認を行うなど、県外者の利用を認めない取組を依頼
- 全日本遊技事業協同組合連合会が策定される感染拡大予防ガイドライン等を踏まえ、適切な感染予防対策の徹底を依頼

県民の皆様・企業の皆様へお願い

全国に発令されていた「緊急事態宣言」については、昨日、国において、感染状況を含む分析・評価が行われ、本県を含む39県が解除されました。

外出の自粛や施設の休業など、新型コロナウイルスの感染拡大防止に向けて格別のご協力をいただきました県民の皆様・企業の皆様、医療提供体制の拡充にご協力いただきました医療関係者の皆様に心より感謝を申し上げます。

しかしながら、8都道府県を対象として緊急事態宣言は依然として継続されており、本県における新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防ぐためには、ここで気を緩めることなく、引き続き、全県を挙げて感染拡大防止に取り組んでいかなければなりません。

県民の皆様、企業の皆様には、引き続きご負担をおかけいたしますが、再び感染を拡大させないよう、以下の取組について、ご理解とご協力をいただきますようお願いいたします。

- ◎ 緊急事態宣言対象都道府県への移動について、感染拡大防止の観点から、これまで同様、避けてください。また、通勤・通学・通院など日常的なものを除き、県をまたぐ不要不急の移動を控えてください。
- ◎ 緊急事態宣言対象都道府県からの帰省や来訪等を考えておられる方には、皆様から強く自粛を働きかけてください。また、緊急事態宣言対象都道府県と往来があった方や、その方と一緒に過ごされた方は、2週間は外出を控えていただくようお願いいたします。
- ◎ 企業の皆様におかれては、緊急事態宣言対象都道府県への出張の自粛や、在宅勤務（テレワーク）、テレビ会議の活用など人との接触を低減する取組を推進いただくとともに、業種ごとに策定される感染拡大予防ガイドライン等を踏まえ、感染拡大防止のための適切な対策をお願いいたします。
- ◎ 皆様お一人おひとりが、「密閉、密集、密接」のいわゆる3密となる場所を避けるなど感染防止対策を行われるとともに、国の専門家会議で示された「新しい生活様式の実践例」等を参考に、「人と人との距離の確保」「マスクの着用」「手洗い」をはじめとした基本的な感染対策を徹底してください。

令和2年5月15日

山口県知事 村岡 嗣 政

県民の皆様・企業の皆様へのお願い

これまで

(5月7日から5月15日まで)

◎ 県境をまたぐ移動の自粛

不要不急の帰省や旅行など都道府県をまたいで移動することは、これまで同様、避けてください。また、県外からの来訪などには、引き続き皆様から自粛を働きかけてください。

◎ 2週間の外出自粛

県外へ行かれた方、帰省等で県外から来られた方、また、これらの方と一緒に過ごされた方は、2週間は外出を控えてください。

◎ 3つの密の回避

手洗い、「密閉、密集、密接」のいわゆる3つの密を避ける、人と人との距離をとるなどの感染予防対策を徹底してください。

◎ 外出の自粛

引き続き「密閉、密集、密接」のいわゆる3密となる場所への外出については、自粛をお願いします。

5月16日(土)から

(5月16日から当面の間)

◎ 県境をまたぐ移動の自粛

緊急事態宣言対象都道府県への移動は、これまで同様、避けてください。また、通勤・通学・通院など日常的なものを除き、県をまたぐ不要不急の移動を控えてください。

◎ 2週間の外出自粛

緊急事態宣言対象都道府県からの来訪などには、皆様から強く自粛を働きかけてください。また、これらの都道府県と往来があった方、また、一緒に過ごされた方は、2週間は外出を控えてください。

◎ 3つの密の回避等

「密閉、密集、密接」のいわゆる3密となる場所を避け、「新しい生活様式の実践例」等を参考に、「人と人との距離の確保」「マスクの着用」「手洗い」をはじめとした基本的な感染対策を徹底してください。

※ 緊急事態宣言対象都道府県

北海道、埼玉、千葉、東京、神奈川、大阪、兵庫

